

# 独立行政法人制度の主な仕組み

**業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定されている。**

**主務大臣の役割： 中期目標策定・中期計画認可、評価、見直し内容\***

ミッションの付与

\*見直し内容 中期目標期間の最終年度に、見込評価で抽出された課題や  
社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の業務・組織全般について検討したもの

**法人の長の役割： 中期計画策定、実績報告・自己評価**

ミッションの実現

	主務大臣	法人の長
毎年度	年度評価	年度計画の策定
	見込評価 (現目標期間に見込まれる評価)	実績報告・自己評価 (年度)
	見直し内容の策定	実績報告・自己評価 (見込)
最終年度	次期中期目標の策定・指示	次期中期計画の策定 (主務大臣の認可)
初年度	期間実績評価 (前目標期間全体の評価)	実績報告・自己評価 (前目標期間全体)

注: 矢印は、主務大臣と法人の長の間の関係を示す。左向き矢印は「活用」、右向き矢印は「十分な議論」、上下向き矢印は「活用」または「反映」を示す。

これらのプロセスをすべて公表し、  
総務省独立行政法人評価制度委員会はこのプロセスを点検(必要に応じて意見)

# 評価等のスケジュール

(見直し法人)

6月下旬まで	法人自己評価書(年度・見込)の受領
7月下旬	第1回有識者会議 (法人ヒアリング・大臣評価書案・見直し案の検討)
8月上旬	省内審査
8月中旬	大臣評価・見直し内容決定・公表 総務省独立行政法人評価制度委員会へ通知
10月	第4期中期目標・中期計画の初案作成
12月	第2回有識者会議 (法人ヒアリング、中期目標案・中期計画案の検討)
1月	省内審査
2~3月	総務省独立行政法人評価制度委員会への諮問、財務省協議 中期目標指示、中期計画認可